

## 規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案

規制の名称：（1）市町村による経営管理権の集積に係る関係権利者の同意要件

（2）共有者不明森林等に係る特例における公告期間の短縮

（3）森林の土地の所有者となった旨の届出の特例

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：林野庁 企画課

評価実施時期：令和6年12月～令和7年2月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i 及び ii

(該当理由)

- ・ 負担の合計が年間10億円未満であり、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満であると見込まれるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの(様式2—①)

## 【新設・拡充】

### <法令案の要旨>

- ・ 最近における森林の経営管理をめぐる状況に鑑み、森林の循環利用を促進するため、市町村が、単独で又は他の市町村若しくは都道府県と共同して、経営管理の集約化に関する目標等を定める構想を定めた場合に、市町村がその実現のため経営管理権及び経営管理実施権を一括で設定することを可能とするなど、経営管理の集約化を図るための措置等を講ずる。

### <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 森林経営管理法（以下「法」という。）では、経営管理が行われておらず、又は行われぬおそれがある森林について、市町村が経営管理権を集積し、林業経営に適したものについては、当該経営管理権に基づき林業経営体に経営管理実施権を設定することで、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の促進を図ることとしている。一方で、市町村への経営管理権の集積及び林業経営体への経営管理実施権の設定は低位に推移している。

- ・ 制度推進を担う市町村からは、

- ① 現行制度では経営管理権の集積に関係権利者全員の同意を要することとされており、森林所有者の探索・調整に相当な労力を要することや、
- ② 共有者不明森林等に係る特例※についても、その特例手続に時間がかかりすぎることが課題として挙げられており、これらに対処していく必要がある。

※ 森林所有者が不明である場合や確知されている森林所有者が経営管理権の集積に同意しない場合に対応できるよう、法では共有者不明森林、確知所有者不同意森林及び所有者不明森林について、所有者探索、公告、裁定等の手続を経ることで、森林所有者の同意を擬制することができる特例を措置している。なお、この特例は、今般新設する権利集積配分一括計画（経営管理権の集積と経営管理実施権の設定を一括して行う計画）を定める場合について準用することとしている。これらの特例については、森林経営管理法の制定時に事前評価済み。

### <必要となる規制新設・拡充の内容>

#### （１）市町村による経営管理権の集積に係る関係権利者の同意要件

数人の共有に属する森林について、経営管理権（その存続期間が50年を超えないものであって、当該経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容が間伐（これに係る木材の販売を含む。）及び保育のみであるものに限る。）の設定のための森林について所有権を有する者の同意については、当該森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意で足りるものとする（改正後の法第4条第5項及び第51条第5項第3号）。

#### （２）共有者不明森林等に係る特例における公告期間の短縮

共有者不明森林等に係る特例における公告期間を6月から2月に短縮する（改正後の法第11条第6号及び第25条第3号（これらの規定を改正後の法第53条において準用する場合を含む。））※。

※ あわせて、森林法に規定する共有者不確知森林の共有者に係る特例においても、同様の措置を講ずる（同法第10条の12の3第4号）。

## 【緩和・廃止】

### <法令案の要旨>

（同上）

### <規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項においては、森林の土地の所有者になった者は、市町村にその旨を届け出ることを義務付けている。今般、市町村が、経営管理権の集積及び経営管理実施権の設定に加え、補完的に森林所有者から林業経営体への所有権移転を促進する仕組みを措置するところ、この所有権移転を受けて森林の土地の所有者となった林業経営体については、同項の届出がなくとも、既に市町村がその旨を把握している。

#### <必要となる規制緩和・廃止の内容>

##### (3) 森林の土地の所有者となった旨の届出の特例

上記の仕組みによる所有権移転を受けて森林の土地の所有者となった林業経営体については、本届出を不要とする。

## 2 効果（課題の解消・予防）の把握

### 【新設・拡充】

#### (1) 市町村による経営管理権の集積に係る関係権利者の同意要件

本措置により、経営管理権の集積に必要な森林所有者の探索、調整に要する市町村の事務負担が低減され、経営管理権の集積が促進される。

#### (2) 共有者不明森林等に係る特例における公告期間の短縮

本措置により、共有者不明森林等に係る特例の手續に要する期間が6月から2月に短縮され、経営管理権の集積が促進される。

(1) 及び (2) により、森林の集積・集約化が一層進み、森林経営管理制度における他の措置等もあわせて、令和 12 年度における私有人工林のうち集積・集約化された面積の割合を約 4 割（令和 5 年度）から約 5 割に上昇させることを見込む。

なお、(1) 及び (2) は森林経営管理制度における他の措置と一体的に講ずるものであるため、その個別の効果を定量的に把握することは困難である。

### 【緩和・廃止】

#### (3) 森林の土地の所有者となった旨の届出の特例

本措置により、林業経営体の事務負担が削減される。

具体的には、林業経営体による届出に必要な書類の作成・提出に 2 時間程度を要すると仮定すると、1 件あたり 1.8 千円<sup>※</sup> × 2 時間 = 3.6 千円の事務負担が削減される。

※ 林業における令和 4 年度の年間平均給与 361 万円（林野庁資料「一目でわかる林業労働」）を時給換算した。

## 3 負担の把握

### 【新設・拡充】

#### (1) 市町村による経営管理権の集積に係る関係権利者の同意要件

#### <遵守費用>

新たな遵守費用の発生は想定されない。

<行政費用>

市町村の行政費用は軽減される（２（１）参照）。

（２）共有者不明森林等に係る特例における公告期間の短縮

<遵守費用>

新たな遵守費用の発生は想定されない。

<行政費用>

新たな行政費用の発生は想定されない。

【緩和・廃止】

（３）森林の土地の所有者となった旨の届出の特例

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

本措置により本届出を不要としても、市町村は当該林業経営体が新たに森林の土地の所有者となったことを把握できるため、規制緩和により顕在化する負担は想定されない。

<行政費用>

新たな行政費用の発生は想定されない。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・~~拡充~~・~~緩和~~・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

現行の森林経営管理制度における課題として、以下の意見があった。

- ・ 市町村の職員が足りていない。
- ・ 森林経営管理法に係る制度の手続が煩雑である。
- ・ 多人数が共有する森林において、どのように対応していけばよいか課題がある。
- ・ 集積計画作成の際の全員同意は、ハードルが高い。
- ・ 所有者不明森林に係る特例における公告期間が6月と長い。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会（令和2年8月19日から令和6年2月7日にかけて、延べ13回開催）
- ・ 林政審議会（令和7年1月23日に開催）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

林野庁ウェブページにて公表済 森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会：林野庁

- ・ 林政審議会

林野庁ウェブページにて公表予定 林政審議会：林野庁

## 5 事後評価の実施時期

【新設・拡充・緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案  
法施行後、5年後に事後評価を実施する。

<上記以外の法令案>